



発行 東京都

目次

規則

告示

○薬事法施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局健康安全部薬務課) ……一

○建築基準法による道路の指定の変更……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課) ……三

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……四

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(同) ……五

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課) ……六

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同) ……九

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……三

規則

薬事法施行細則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十四年五月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

東京都規則第三百号

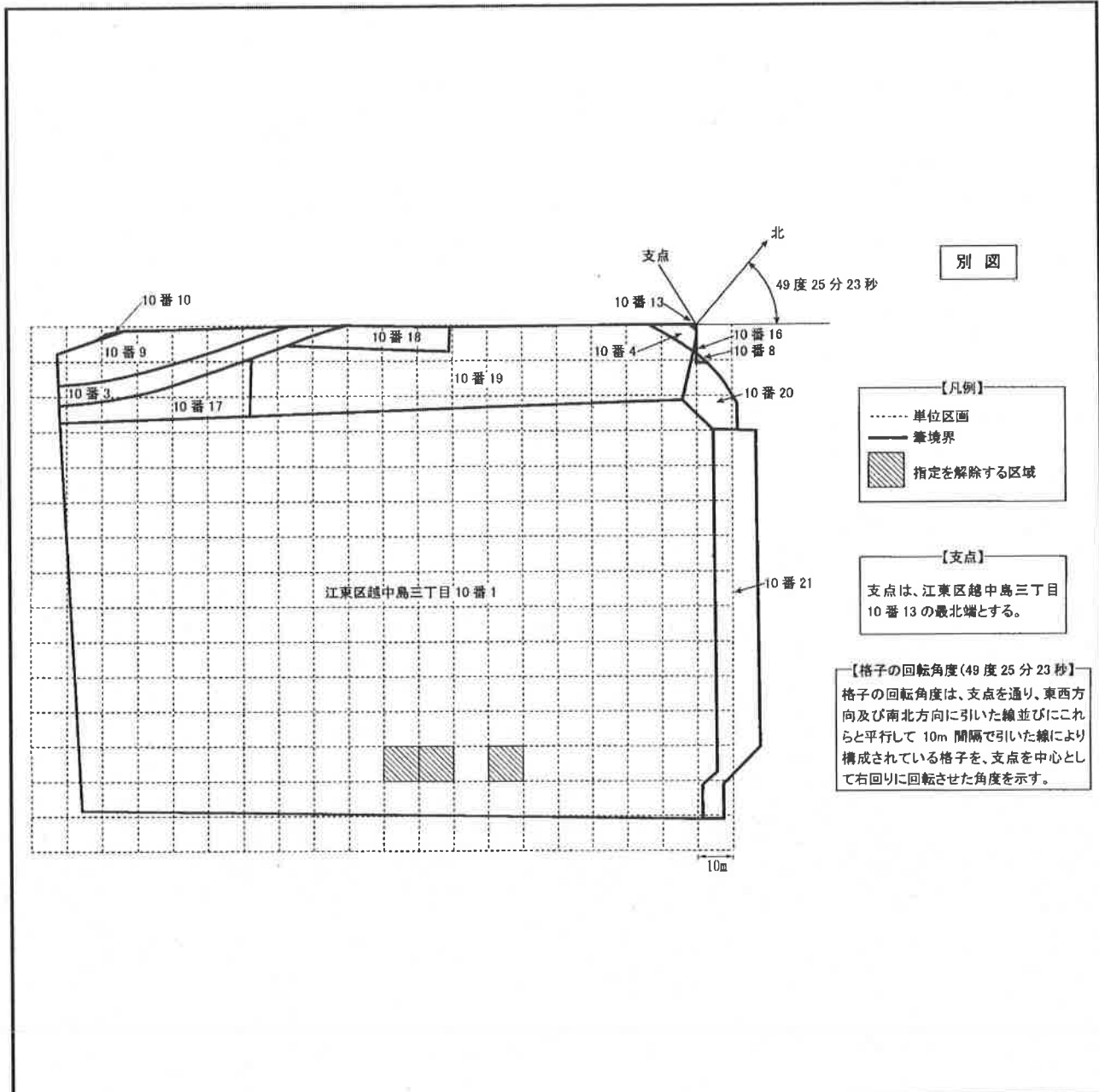
薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和三十六年東京都規則第七十六号)の一部を次のように改正す

る。

第十一条第一項第二号中「及び別記様式第十一号による実務経験証明書」を「並びに別記様式第十一号による実務経験証明書及び当該実務経験証明書に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるもの」に改め、同項第三号中「実務経験証明書」の下に「及び当該実務経験証明書に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるもの」を加え、同条第二項中「前項の規定による登録販売者試験受験願書の提出に加え」を削り、「実務経験証明書」の下に「及び当該実務経験証明書に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるもの」を加える。

別記様式第九号(表)を次のように改める。



別図

【凡例】

- ..... 単位区画
- 筆境界
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、江東区越中島三丁目10番13の最北端とする。

【格子の回転角度(49度25分23秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百四号

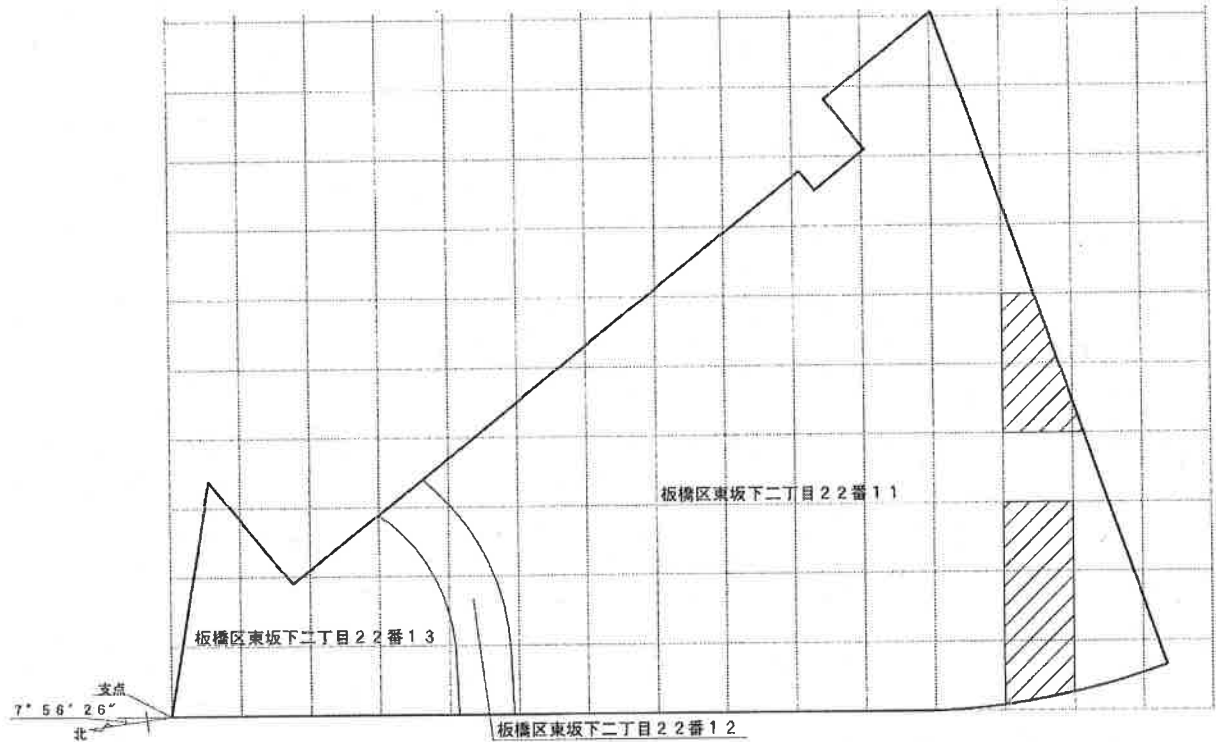
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年五月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板桥区東坂下二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】  
 支点は、板橋区東坂下二丁目22番13の最北端とする。

【格子の回転角度】7° 56' 26"  
 格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】  
 単位区画  
 筆境界  
 敷地境界  
 形質変更要届出区域

# 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十四年五月十六日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年四月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アルバイト総合研究所

三 代表者の氏名

岩瀬 哲也

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区南平台町二番十七号 七階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特に労働者等に対して、就業についての情報提供及び支援に関する事業、個人事業主・企業等への、労働者の採用・就業についての支援に関する事業、個人事業主・企業等の雇用状況及び労働者の就業状況等についての調査・研究並びにその公表に関する事業を行い、経済活動の活性化と雇用機会の拡充



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……（環境局多摩環境事務所環境改善課）…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（環境局環境改善部化学物質対策課）…

公告

○優良映画等の推奨……  
……（都民安全推進本部総合推進部若年支援課）…

告示

●東京都告示第四十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

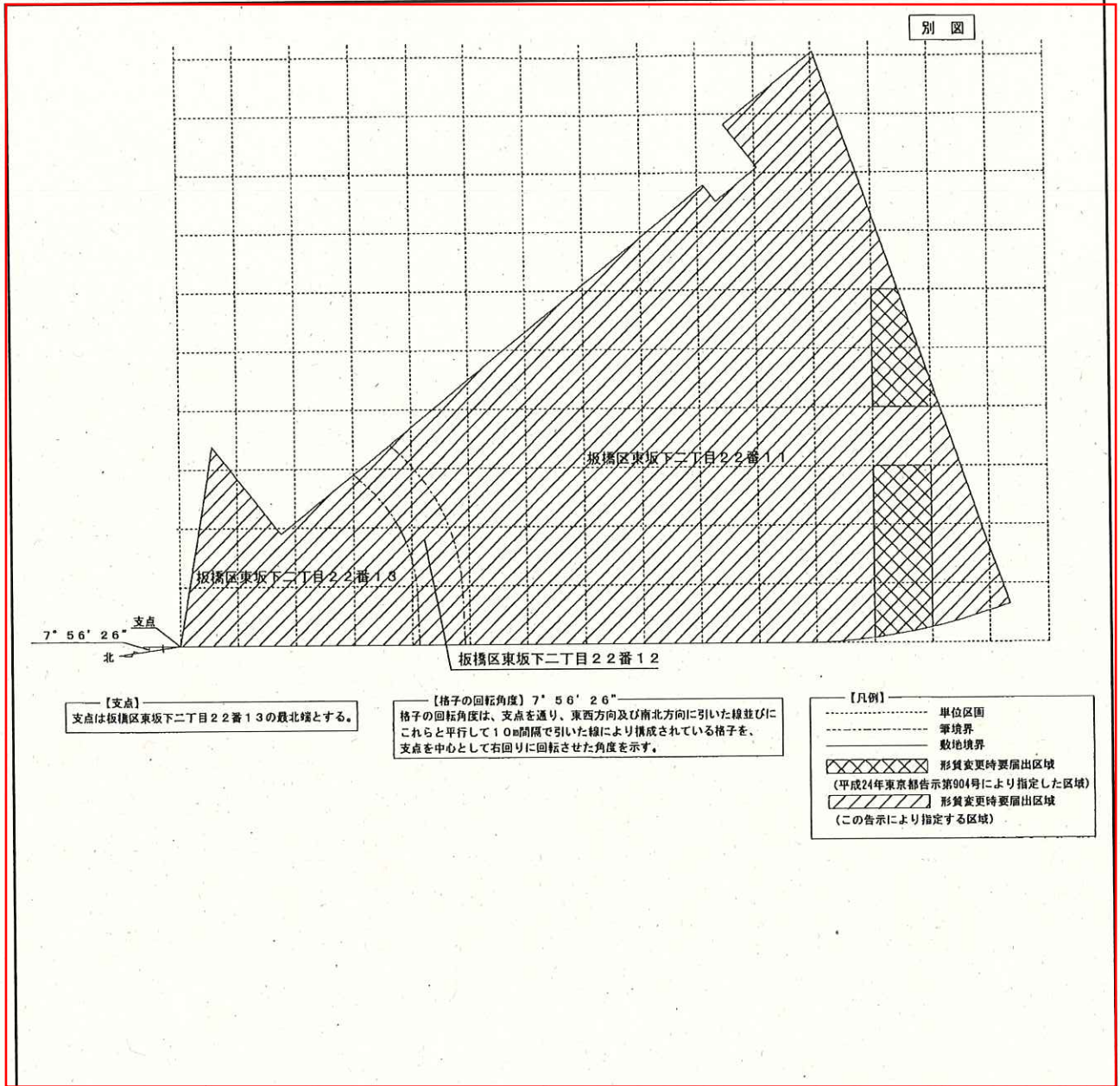
令和元年五月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区東坂下二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物



●東京都告示第四十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、平成三十一年東京都告示第六百三十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(日野市大字日野地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去